

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 5 月27日
【会社名】	株式会社マクロミル
【英訳名】	MACROMILL, INC.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長CEO 佐々木 徹
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番 1 号
【電話番号】	03(6716)0700(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役CFO 橋元 伸太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番 1 号
【電話番号】	03(6716)0700(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役CFO 橋元 伸太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2025年5月26日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年5月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式について、19,470,046株を1株に併合いたします。

本株式併合の効力発生日

2025年6月19日

効力発生日における発行可能株式総数

8株

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は8株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

第1号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利）及び第9条（単元未満株式の買増し）の全文を削除して、これら変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

第1号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）及び第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年6月19日に効力が発生するものといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 株式併合の件	286,115	80,734	3	(注)	可決 77.99
第2号議案 定款一部変更の件	286,138	80,724	0	(注)	可決 77.99

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。